

随意契約理由

令和5年(2023年)5月29日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	とよなか創造界限アートプロジェクト きむらとしろうじんじん「野点」制作業務委託
契約内容	とよなか創造界限アートプロジェクト きむらとしろうじんじん「野点」制作業務委託一式
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)5月29日 令和5年(2023年)6月3日から令和5年(2023年) 12月5日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	木村俊郎 京都市北区鷹峯千束町20番2階3号室
契約金額	1,152,960円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) リヤカーに積み込んだ移動式の窯で茶碗を焼成し、焼立ての茶碗で抹茶を楽しむという作品は、きむらとしろうじんじん氏の高い技術力に基づく独自の作品様式であり、市民参画による開催場所の選定、制作のプロセス、茶席のコミュニケーション、野外の現場で生起する出来事をも包含しながら、まちなかに賑わいと創造性を現出させる本作品の制作は、同氏をおいてほかに成し得ないため。